

安曇野市国民保護計画 別冊資料集

安曇野市国民保護協議会条例

平成 18 年 12 月 25 日

条例第 56 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、安曇野市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、30 人以内とする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 協議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(安曇野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 安曇野市特別職の職員等の給与に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成 26 年 6 月 30 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

安曇野市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 12 月 25 日

条例第 57 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条（法第 183 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、安曇野市国民保護対策本部及び安曇野市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 安曇野市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、安曇野市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐するとともに対策本部の事務を整理し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 対策本部の部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受けて、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定により国の職員その他市職員以外の者を対策本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指定する。

3 部に部長を置き、本部長の指定する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 対策本部の現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(準用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、安曇野市緊急対処事態対策本部について準用する。

この場合において、第 2 条第 1 項中「安曇野市国民保護対策本部長」とあるのは「安曇野市緊急対処事態対策本部長」と、「安曇野市国民保護対策本部」とあるのは「安曇野市緊急対処事態対策本部」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

1 関係機関連絡先一覧

①指定地方行政機関及びその出先機関

長野県

番号	機関名	所在地	電話番号
1	県危機管理部危機管理防災課	長野市南長野幅下 692-2	026-235-7408
2	長野県消防防災航空センター	松本市大字空港東 9030	0263-85-5512
3	松本地域振興局	松本市島立 1020	0263-47-7800
4	安曇野建設事務所	安曇野市豊科 4960-1	0263-72-8880
5	松本保健福祉事務所	松本市島立 1020	0263-47-7800
6	松本児童相談所	東筑摩郡波田町 9986	0263-91-3370
7	中信労政事務所	松本市大字島立 1020	0263-40-1936
8	長野県立こども病院	安曇野市豊科 3100	0263-73-6700
9	犀川砂防事務所	安曇野市明科中川手 4235	0263-62-3257
10	松本教育事務所	松本市大字島立 1020	0263-47-7800

消防関係

番号	機関名	所在地	電話番号
1	松本広域消防局	松本市渚 1-7-12	0263-25-0119
2	松本広域消防局明科消防署	安曇野市明科東川手 271-4	0263-62-2992
3	松本広域消防局穂高消防署	安曇野市穂高 5075	0263-82-3262
4	松本広域消防局豊科消防署	安曇野市豊科 5705-6	0263-72-3145
5	松本広域消防局梓川消防署	松本市梓倭 65-2	0263-78-2090

警察関係

番号	機関名	所在地	電話番号
1	長野県警察本部	長野市南長野字幅下 692-2	026-233-0110
2	松本警察署	松本市渚 3-11-8	0263-25-0110
3	安曇野警察署	安曇野市豊科 5704-2	0263-72-0110
4	豊科交番	安曇野市豊科南穂高 284-3	0263-72-6223
5	穂高交番	安曇野市穂高 2638-5	0263-82-2157
6	三郷交番	安曇野市三郷温 2029-1	0263-77-2026
7	明科交番	安曇野市明科中川手 4043-11	0263-62-2045
8	堀金警察官駐在所	安曇野市堀金烏川 2179-1	0263-73-2412

国出先機関

番号	機関名	所在地	電話番号
1	長野地方気象台	長野市箱清水 1-8-18	026-232-2738
2	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	長野市鶴賀字中堰 145	026-264-7001
3	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所松本国道出張所	松本市芳野 7-18	0263-25-5752

4	国土交通省北陸地方整備局 千曲川河川事務所	長野市鶴賀字峰村 74	026-227-7611
5	国土交通省北陸地方整備局 千曲川河川事務所松本出張所	松本市島内 1666-1126	0263-47-2199
6	国土交通省北陸地方整備局 松本砂防事務所	松本市元町 1-8-28	0263-33-1115
7	国土交通省北陸地方整備局 大町ダム管理所	大町市平字ナロヲ大クボ 2112-71	0261-22-4511
8	中部森林管理局中信森林管理署	松本市島立 1256-1	0263-47-4751
9	関東農政局長野農政事務所地域第一課	松本市大字島立 650-1	0263-47-2001
10	松本労働基準監督署	松本市島立 1696	0263-48-5693
11	大町労働基準監督署	大町市大町 4166-1	0261-22-2001
12	北陸信越運輸局長野運輸支局	長野市西和田 1-35-4	026-243-4384
13	総務省信越総合通信局	長野市旭町 1108 長野第 1 合同庁舎内	026-234-9986
14	関東財務局長野財務事務所	長野市旭町 1108	026-234-5123

②自衛隊等

番号	機関名	所在地	電話番号
1	陸上自衛隊松本駐屯地第 13 普通科連隊 本部	松本市高宮西 1-1	0263-26-2766

③指定公共機関及びその出先機関

番号	機関名	所在地	電話番号
1	豊科郵便局	安曇野市豊科 5708-2	0263-72-2987
2	高家郵便局	安曇野市高家 5130-3	0263-72-3095
3	田沢郵便局	安曇野市豊科田沢 5127-5	0263-72-3092
4	熊倉簡易郵便局	安曇野市豊科高家 3460	0263-72-2683
5	立石簡易郵便局	安曇野市豊科上鳥羽 478	0263-72-3307
6	踏入簡易郵便局	安曇野市豊科南穂高踏入 2577	0263-73-2707
7	吉野簡易郵便局	安曇野市豊科吉野 2399	0263-72-2165
8	穂高郵便局	安曇野市穂高 5617-1	0263-82-4049
9	有明郵便局	安曇野市穂高有明 1716-18	0263-83-2409
10	柏矢郵便局	安曇野市穂高 594-4	0263-82-2982
11	北穂高郵便局	安曇野市穂高北穂高 2791-1	0263-82-2981
12	穂高神田町簡易郵便局	安曇野市穂高 6703	0263-82-3200
13	明科郵便局	安曇野市明科中川手 3523	0263-62-3150
14	中川手簡易郵便局	安曇野市明科中川手 124-1	0263-62-2181
15	東川手簡易郵便局	安曇野市明科東川手 11649	0263-62-5101
16	木戸簡易郵便局	安曇野市明科東川手 13360	0263-62-5724
17	陸郷簡易郵便局	安曇野市明科南陸郷 530	0263-62-2737

18	三郷郵便局	安曇野市三郷明盛 1598-7	0263-77-2049
19	小倉郵便局	安曇野市三郷小倉 3482	0263-77-2142
20	楡郵便局	安曇野市三郷温 5769	0263-77-2020
21	温郵便局	安曇野市三郷温 347	0263-77-2074
22	中萱簡易郵便局	安曇野市三郷明盛 3053	0263-77-4225
23	烏川郵便局	安曇野市堀金烏川 1731-3	0263-72-3093
24	三田郵便局	安曇野市堀金烏川 2575-1	0263-72-3094
25	中堀簡易郵便局	安曇野市堀金烏川 3648-1	0263-72-2627
26	東日本旅客鉄道(株)豊科駅	安曇野市豊科 4911-3	0263-72-1088
27	東日本旅客鉄道(株)明科駅 ※	安曇野市明科中川手 3712	0263-30-6067 (松本駅)
28	東日本旅客鉄道(株)穂高駅	安曇野市穂高 5944	0263-81-3070
29	東日本旅客鉄道(株)田沢駅	安曇野市豊科田沢 5148-2	0263-72-2174
30	東日本旅客鉄道(株)有明駅	安曇野市穂高北穂高 2260	0263-82-2514
31	東日本旅客鉄道(株)梓橋駅	安曇野市豊科高家 5259-2	0263-72-3229
32	東日本旅客鉄道(株)南豊科駅	安曇野市豊科 2229	0263-72-3118
33	東日本旅客鉄道(株)柏矢町駅	安曇野市穂高柏原 1034-1	0263-82-2164
34	東日本旅客鉄道(株)安曇追分駅	安曇野市穂高北穂高 3040-6	0263-82-2515
35	東日本旅客鉄道(株)一日市場駅	安曇野市三郷明盛 1358	0263-77-6190
36	東日本旅客鉄道(株)中萱駅	安曇野市三郷明盛 2898-3	0263-77-2141
37	日本貨物鉄道(株)関東支社松本営業所	松本市出川町 1-2	0263-25-0653
38	東日本電信電話(株)長野支店	長野市新田町 1137-5	026-225-4389
39	日本放送協会松本支局	松本市深志 3-10-3	0263-33-4700
40	中部電力パワーグリッド(株)松本支社安曇野営業所	安曇野市豊科 4207-1	0263-72-2925
41	日本たばこ産業(株)松本営業所	松本市深志 1-4-24	0263-32-4445
42	日本銀行松本支店	松本市丸の内 3-1	0263-34-3500
43	日本赤十字社長野県支部	長野市南県町 1074	026-226-2073
44	東日本高速道路(株)長野管理事務所	長野市松代町東寺尾字村北 1195-2	026-278-7701
45	中日本高速道路(株)	名古屋市中区錦 2-18-19 三井住友銀行名古屋ビル	052-222-1620
46	日本通運(株)あづみ野営業所	安曇野市穂高柏原 4608-1	0263-82-8311
47	東京電力パワーグリッド(株)松本電力所	松本市中央 4-1-17	0263-33-0220

※明科駅はNTT 電話回線の引き込みが無い場合、松本駅へ連絡

④指定地方公共機関及びその出先機関

番号	機関名	所在地	電話番号
1	(社)長野県トラック協会中信地区 輸送協議会(アルプス運輸建設(株))	松本市大字笹賀 7570-2	0263-57-1919
2	信越放送(株)松本放送局	松本市深志 3-7-13	0263-32-3813
3	(株)長野放送中南信支社	松本市深志 1-2-11	0263-32-9230
4	(株)テレビ信州中南信支社	松本市丸の内 4-18	0263-36-2002
5	長野朝日放送(株)中南信支社	松本市中央 3-1-1	0263-37-0100
6	長野エフエム放送(株)	松本市本庄 1-13-5	0263-33-4400
7	あづみ野テレビ(株)	安曇野市穂高 574-5	0263-82-7860
8	松本電気鉄道(株)	松本市井川城 2-1-1	0263-26-7000
9	中信トラック協会	松本市笹賀 7570-2	0263-86-0055
10	安曇野市医師会	安曇野市豊科 4111-1	0263-72-2347
11	安曇野市歯科医師会	安曇野市豊科 4960-1 長野県安曇野庁 舎 3F	0263-71-6480
12	安曇野市薬剤師会	安曇野市豊科 4270-3	0263-73-1189
13	長野県情報ネットワーク協会	長野市南長野北石堂 1177-3JA ビル内	026-236-2028
14	あづみ野エフエム放送株式会社	安曇野市明科七貴 6043	0263-62-0208

⑤公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

番号	機関名	所在地	電話番号
1	松本広域森林組合	安曇野市三郷温 4000	0263-72-2986
2	安曇野市商工会	安曇野市豊科 4715 番地 1	0263-87-9750
3	あづみ農業協同組合	安曇野市豊科 4270-6	0263-72-2930
4	松本ハイランド農業協同組合明科支所	安曇野市明科中川手 3791-3	0263-62-2288
5	安曇野市社会福祉協議会	安曇野市豊科 4160-1	0263-72-1871
6	長野県建設業協会安曇野支部	安曇野市豊科 4948-2	0263-72-2568
7	安曇野市水道事業協同組合	安曇野市豊科新田 5847	0263-73-7234
8	安曇野市観光協会	長野県安曇野市穂高 5952-3	0263-82-9363

【市の各部課等における平素の業務】

部課等	平素の業務
総務課	在庁者の避難誘導及び安全確保の整備に関すること 給食の整備に関すること
財産管理課	車両確保及び配車の整備に関すること 国民保護措置災害関係の予算に関すること 武力攻撃災害計画の資金計画に関すること 庁内施設の管理・整備に関すること 市有財産・車両等の整備に関すること(市施設全般) 仮設住宅の建設敷地の確保に関すること
職員課	職員の服務・給与等体制整備に関すること 職員の動員配備・食料等の供給の整備に関すること
秘書広報課	応援職員、自衛隊、ボランティア等の宿舎、処遇及び報道機関に対する情報提供、協力要請及び連絡調整
税務課 収納課	武力攻撃災害に伴う税の相談に関すること 被災者の税制措置に関すること 被災台帳の作成に関すること り災証明書交付窓口の設置に関すること
会計課	義援金、見舞金、その他金銭の収納保管の整備に関する こと
監査委員会 事務局 選挙管理委員会 事務局 情報政策課	総務部の応援業務に関すること
危機管理課	国民保護に係る広報・広聴に関すること 自治会の連絡調整に関すること 国民保護協議会の運営に関すること 市国民保護対策本部に関すること 避難実施要領の策定に関すること 警報伝達、避難の指示経由等の体制整備に関すること 被災情報の収集、提供体制の整備に関すること 防災行政無線の整備・管理に関すること 国民保護に係る備蓄、訓練等に関すること 派遣自衛隊との連絡調整に関すること 消防団及び消防署との連絡調整に関すること 警察署との連絡調整に関すること 特殊標章等の交付等に関すること
政策経営課	武力攻撃災害復旧計画の取りまとめ調整に関すること

	県及び他市町村に対する応援要請の整備に関すること
部課等	平素の業務
財政課	国民保護措置災害関係の予算に関すること 武力攻撃災害計画の資金計画に関すること
財産管理課	庁内施設の管理・整備に関すること 市有財産・車両等の整備に関すること(市施設全般) 仮設住宅の建設敷地の確保に関すること
市民課	安否情報の収集・提供体制の整備に関すること 戸籍等の保護、火葬等の許可に係る体制整備に関すること 死体の収容及び収容所の設置・整備に関すること 葬祭センターの整備に関すること
環境課	武力攻撃災害時の公衆衛生整備に関すること 廃棄物の処理・収集運搬体制の整備に関すること 仮設トイレの確保、提供体制の整備に関すること
高齢者介護課	社会福祉施設への情報伝達、応急対策の整備に関すること 高齢者の避難誘導體制の整備に関すること
福祉課 障がい者支援課	被災者相談所の開設の整備に関すること 社会福祉協議会、日赤奉仕団等との連絡体制の整備に関すること ボランティアの支援・調整体制の整備に関すること (登録、派遣、受入れ等)
こども園幼稚園課 子ども家庭支援課	児童館、保育園等の安全確保、施設保全の整備に関すること 所管施設の武力攻撃災害対策、復旧の整備に関すること
健康推進課	医師会、医療関係機関との連絡体制の整備に関すること 医薬品、衛生機材等の整備に関すること 住民の健康維持、保健衛生の体制整備に関すること 感染症の予防・対策及び資機材の整備に関すること
農政課	農・畜・水産業の被害調査の体制整備に関すること 農・畜・水産業の病害防疫の体制整備に関すること 食料品の調達、供給の整備に関すること 被災者の営農資金融資の整備に関すること 農機具、農薬等の確保に関すること 農業共済金の早期支払いに関すること JA、改良普及センターとの連絡体制の整備に関すること
耕地林務課	農林業施設、林地の災害対策、被害調査の整備に関すること 復旧資機材、灌漑用揚水機等の確保体制に関すること 土砂災害等(山間部)の状況把握に関すること

部課等	任 務
農業委員会 事務局	産業観光部の応援業務に関する事 こと
商工労政課	商工業関係の被害調査・対策に関する体制の整備 商工業関係団体との連絡調整に関する事 こと
観光課	生活必需品の調達、供給の整備に関する事 こと 労働関係団体との連絡体制の整備に関する事 こと 観光施設の災害対策、被害調査、復旧の整備に関する事 こと 観光客の状況把握に関する事 こと 観光関係団体との連絡整備に関する事 こと
維持管理課	公共土木施設等の実態把握に関する事 こと 緊急交通路、道路の交通規制、迂回路等の実態把握に関する事 こと 道路、河川、水路の武力攻撃災害対策、復旧に関する体制の整備 こと
建設整備課	建設業者との連絡体制に関する事 こと 道路、河川、水路の武力攻撃災害対策、復旧に関する体制の整備 こと
都市計画課	都市公園施設の武力攻撃災害対策、復旧に関する体制の整備 避難指定都市公園の管理及び整備に関する事 こと
建築住宅課	市営住宅の武力攻撃災害対策、復旧に関する体制の整備 仮設住宅の建設、設計の調整に関する事 こと 仮設住宅用地の選定の調整に関する事 こと
経営管理課	水道施設の状況収集に関する事 こと 水道施設の復旧資機材の整備に関する事 こと 関係機関との連絡体制の整備に関する事 こと
上水道課	上水道施設の武力攻撃災害対策、復旧に関する体制整備 復旧資機材の整備に関する事 こと 指定工事店への協力体制に関する事 こと 水源地施設の武力攻撃災害対策、復旧に関する体制整備 こと
下水道課	下水道施設の武力攻撃災害対策、復旧に関する体制整備 県関係機関との連絡体制に関する事 こと
学校教育課 学校給食課	学校教育施設の武力攻撃災害対策、復旧に関する体制整備 災害時の応急教育に関する体制整備 園児、児童、生徒の避難体制に関する事 こと 学校教育施設の避難施設開設及び管理運営に関する こと こと P T A等の協力要請に関する事 こと

部課等	任 務
生涯学習課	社会教育施設の武力攻撃災害対策、復旧に関する体制整備
文化課	文化課 文化施設、美術館、博物館施設等の武力攻撃災害対策、 復旧に関する体制整備
スポーツ推進課	社会教育・体育施設の避難施設開設及び管理運営に 関すること 所管施設の武力攻撃災害対策、復旧に関する体制整備
議会事務局	市議会連絡体制に関すること
地域づくり課	在庁者の避難誘導及び安全確保の整備に関すること
各地域担当	武力攻撃災害情報の広報に関すること 火葬許可の体制整備に関すること 被災者の相談に関すること 公共施設の運営体制に関すること 担当地域の状況把握に関すること

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

《避難地・避難施設一覧》

施設名	住所	コンクリート造	一時的な避難のみ可能な施設
室山アグリパーク 駐車場	三郷小倉 6 5 2 4 - 1		○
北小倉公園	三郷小倉 4 9 0 - 1		○
南小倉公園	三郷小倉 1 5 8 7		○
安曇野市立三郷西部認定こども園	三郷小倉 3 4 8 4 - 1		○
三郷競技場（小倉グラウンド）	三郷小倉 3 4 8 3 - 1		○
野沢公園	三郷温 3 4 5		○
住吉農村公園	三郷温 7 0 1 7 - 1		○
下長尾公園	三郷温 4 3 8 - 1		○
安曇野市立三郷南部認定こども園	三郷温 60-1		
三郷文化公園	三郷明盛 4 7 7 5 - 3		○
一日市場公園	三郷明盛 7 0 - 1		○
七日市場公園	三郷明盛 2 6 3 - 2		○
中萱農村公園	三郷明盛 3 1 9 8		○
安曇野市立三郷中学校	三郷明盛 1 8 8 5 - 1	○	
安曇野市立三郷東部認定こども園	三郷明盛 1 0 6 8 - 1		
安曇野市立三郷小学校	三郷明盛 4 7 4 2 - 1	○	
安曇野市立三郷北部認定こども園	三郷明盛 3 3 6 5 - 1		
北小倉地区公民館	三郷小倉 5 1 9 - 1 3		○
南小倉地区公民館	三郷小倉 1 5 8 8 - 2		○
東小倉地区公民館	三郷小倉 3 5 3 1 - 2		○
室町地区公民館	三郷小倉 5 2 4 9 - 1		○
三郷小倉多目的研修集会施設	三郷小倉 3 4 8 4 - 1	○	○
野沢地区公民館	三郷温 1 5 1 9	○	○
上長尾地区公民館	三郷温 4 1 4 7 - 1	○	○
下長尾地区公民館	三郷温 3 1 8 8 - 2		○
楡地区公民館	三郷温 4 9 0 7 - 1		○
住吉地区公民館	三郷温 6 8 7 3 - 4		○
三郷農村環境改善センター	三郷温 2 2 6 7 - 2	○	○
安曇野市三郷公民館	三郷明盛 4 8 1 0 - 1	○	
七日市場コミュニティセンター	三郷明盛 3 3 3 - 1	○	○
一日市場地区公民館	三郷明盛 1 7 1 4 - 2	○	○
二木地区公民館	三郷明盛 4 9 4 1 - 1		○
及木地区公民館	三郷明盛 4 1 5 6 - 1		○
中萱地区公民館	三郷明盛 3 3 4 4 - 2	○	○
三郷文化公園体育館	三郷明盛 4 7 7 5 - 3	○	

貞享義民記念館	三郷明盛 3 2 0 9	○	○
安曇野市三郷福祉センター	三郷明盛 2 1 9 8 - 1	○	
安曇野市立穂高西中学校	穂高有明 9 5 2 5	○	
安曇野市立穂高東中学校	穂高 5 1 1 9 番地 2	○	
安曇野市立穂高南小学校	穂高 7 2 1 7 番地 1	○	
安曇野市立穂高北小学校	穂高有明 9 4 3	○	
安曇野市立穂高西小学校	穂高柏原 2 7 2 8	○	
安曇野市立穂高幼稚園	穂高 6 8 0 2		
安曇野市立穂高認定こども園	穂高 9 1 7 5		
安曇野市立西穂高認定こども園	穂高柏原 5 2 1 7		
安曇野市立北穂高認定こども園	穂高北穂高 4 9 4 - 1		
安曇野市立有明の森認定こども園	穂高有明 2 1 0 5 - 2 7 4		
穂高会館	穂高 5 0 4 7	○	
安曇野市穂高地域福祉センター	穂高 5 8 0 8 番地 1	○	
西穂高運動場	穂高柏原 2 8 1 4 番地 5		○
北穂高運動場	穂高北穂高 2 0 9 3 番地 2		○
穂高交流学习センター「みらい」	穂高 6 7 6 5 番地 2		
安曇野市立明科南認定こども園	明科中川手 2 9 2 4 - 2		
安曇野市明科体育館	明科中川手 3 1 6 7 番地 1	○	
安曇野市立明南小学校	明科中川手 2 6 9 4 番地 1	○	
安曇野市立明科中学校	明科中川手 2 6 6 6 番地 1	○	
安曇野市明科公民館	明科中川手 6 8 2 4 - 1	○	
龍門淵公園多目的広場	明科中川手 2 9 3 4 番地 1		○
安曇野市明科総合福祉センター	明科東川手 6 0 6 番地 2		
安曇野市立明科北認定こども園	明科東川手 8 7 2 番地 1		
安曇野市立明北小学校	明科東川手 8 2 3 番地	○	
明科子どもと大人の交流学习施設ひまわり	明科中川手 6 8 1 4 番地 1	○	
あやめ公園	明科中川手 4 3 7 6 - 1		○
安曇野市営明科農村広場	明科七貴 7 9 8 0 番地		○
安曇野市営県民豊科運動広場	豊科南穂高 4 9 8 5		○
豊科中央公園	豊科 4 4 2 5 - 1		
高家公園	豊科高家 7 8 0 - 1		○
たつみ原公園	豊科高家 1 1 3 7 - 8 7		○
豊科南部総合公園	豊科高家 4 8 8 2		○
湯多里山の神駐車場	豊科田沢 7 9 9 4		○
安曇野市立豊科南小学校	豊科 2 7 2 3	○	
安曇野市立豊科北小学校	豊科南穂高 2 6 9 2	○	
安曇野市立豊科東小学校	豊科田沢 5 6 2 6	○	
ANC アリーナ	豊科高家 4500-1	○	
安曇野市立豊科南中学校	豊科 1 4 8 7		

安曇野市立豊科北中学校	豊科 5 5 5 8		
安曇野市立豊科南部認定こども園	豊科 3 6 9 - 1		
安曇野市立アルプス認定こども園	豊科高家 3 2 5 9		
安曇野市立南徳高認定こども園	豊科南徳高 2 8 5 6		
安曇野市立豊科認定こども園	豊科 4 5 5 3 - 1 5	○	
安曇野市立たつみ認定こども園	豊科高家 1 5 1 - 1		
徳治郎地区公民館	豊科田沢 6 5 1 7 - 4		○
熊倉地区公民館	豊科高家 2 0 4 7	○	○
大口沢地区公民館	豊科田沢 7 9 6 3		○
安曇野市豊科公民館	豊科 4 2 8 9 - 1	○	
豊科老人福祉センター	豊科 4 0 2 7 - 3		
上鳥羽地域農業推進拠点施設（上鳥羽地区公民館）	豊科 3 8 1 - 1	○	○
下鳥羽公民館	豊科 9 8 0 - 1		○
本村区コミュニティセンター	豊科 1 9 0 8 - 1		○
吉野コミュニティセンター	豊科 3 3 0 2 - 1		○
成相コミュニティセンター	豊科 4 3 6 5 - 3	○	○
新田地区公民館	豊科 5 9 4 2 - 8	○	○
光農業生活改善センター	豊科光 1 4 7 1 - 1		○
安曇野市豊科近代美術館	豊科 5 6 0 9 - 3		○
寺所地区公民館	豊科南徳高 6 5 7 - 1		○
細萱地区公民館	豊科南徳高 3 7 5 7 - 1 1	○	○
踏入コミュニティセンター	豊科南徳高 2 7 3 7 - 1		○
重柳地区公民館	豊科南徳高 5 1 7 8		○
真々部地区公民館	豊科高家 5 7 3 5 - 2		○
飯田地区公民館	豊科高家 4 1 4 - 1	○	○
下飯田地区公民館	豊科高家 7 4 7 - 1		○
中曾根地区公民館	豊科高家 2 7 5 4		○
アルプス地区公民館	豊科高家 3 7 7 0 - 9 3		○
田沢地区公民館	豊科田沢 5 1 4 0 - 3		○
小瀬幅農業生活改善センター（小瀬幅地区公民館）	豊科田沢 4 9 1 7 - 1 1		○
たつみ原地区公民館	豊科高家 1 1 3 7 - 2 2 4		○
桜坂地区公民館	豊科光 1 8 1 6 - 1	○	○
岩原公園	堀金烏川 3 4 1		○
倉田公園	堀金烏川 1 2 6 7 - 1		○
中堀公園	堀金烏川 3 6 3 3		○
下堀公園	堀金烏川 4 7 3 0 - 1		○
扇町公園	堀金烏川 5 2 7 0 - 1		○
田尻公園	堀金三田 1 0 5 8 - 1		○

小田多井公園	堀金三田 6 1 0		○
田多井農村公園	堀金三田 2 0 4 1 - 1		○
安曇野市立堀金小学校	堀金烏川 3 0 0 0	○	
安曇野市立堀金中学校	堀金烏川 2 1 2 6 - 1	○	
安曇野市堀金公民館	堀金烏川 2 7 5 0 - 1	○	
安曇野市堀金総合体育館	堀金烏川 2 6 6 2	○	
長野県南安曇農業高等学校	豊科 4 5 3 7	○	
長野県豊科高等学校	豊科 2 3 4 1	○	
長野県明科高等学校	明科東川手 1 0 0	○	
龍門淵公園運動広場	明科中川手 4 3 5 7		○
大足地区コミュニティ集会施設	明科中川手 6 6 7 3		○
清水地区公民館	明科中川手 5 7 7 2 - 1		○
矢ノ沢地区公民館	明科光 2 8 6 1 - 2		○
天神原農業生活改善施設	明科光 3 6 1 0 - 5		○
北村集会場	明科光 2 4 3 - 1		○
中条集会センター	明科光 6 0 7 - 4		○
中耕地地区公民館	明科中川手 1 6 6 3 - 2		○
宮本地区公民館	明科中川手 1 1 6 6 - 1 5		○
町地区公民館	明科中川手 2 5 3 5 - 1		○
上手上郷集会所	明科中川手 3 5 4 3 - 1 2	○	○
潮農業生活改善施設	明科東川手 6 3 9 - 3	○	○
潮沢地区公民館	明科東川手 1 1 6 6 7 - 1 0		○
山中農業研修センター	明科東川手 1 2 8 4 3 - 1 1		○
上生野地区公民館	明科東川手 1 3 8 7 4 - 1		○
上押野営農センター	明科七貴 4 1 1 7		○
下押野集会センター	明科七貴 5 8 1 8 - 1		○
塩川原農業研修センター	明科七貴 7 2 6 6 - 1		○
萩原農村都市交流センター	明科七貴 1 0 7 6 0 - 1		○
小泉農業研修センター	明科南陸郷 2 6 2 2 - 2		○
中村農業生活改善センター	明科南陸郷 6 0 1 - 1		○
矢原地区公民館	穂高 1 3 0 6 - 1		○
白金地区公民館	穂高 2 0 3 4 - 1		○
長野県穂高商業高等学校	穂高 6 8 3 9	○	
神田町地区公民館	穂高 2 5 8 0 - 2		○
等々力地区公民館	穂高 2 7 2 1 - 1		○
等々力町地区公民館	穂高 4 3 5 1 - 1		○
穂高町区公民館	穂高 5 9 6 0 - 3		○
上原地区公民館	穂高 7 9 6 0 - 4	○	○

田中地区公民館	穂高7366-1	○	○
大門地区公民館	穂高6651-7		○
西原地区公民館	穂高8272-1		○
常念ふれあい公園	穂高9434-2		○
本郷地区公民館	穂高6485-4		○
狐島地区公民館	穂高北穂高123-1		○
青木花見地区公民館	穂高北穂高2198	○	○
島新田地区公民館	穂高北穂高1732		○
橋爪地区公民館	穂高有明7562-1		○
耳塚地区公民館	穂高有明215-1	○	○
富田振興センター	穂高有明4375-1		○
豊里地区公民館	穂高有明8594	○	○
小岩岳地区公民館	穂高有明3042		○
嵩下地区公民館	穂高有明2540-1		○
新屋地区公民館	穂高有明1402-1		○
古厩地区公民館	穂高有明6334	○	○
立足地区公民館	穂高有明5418-1		○
有明運動場	穂高有明6003-1		○
宮城地区公民館	穂高有明7299-20		○
牧地区公民館	穂高牧497	○	○
塚原地区公民館	穂高柏原4090		○
久保田地区公民館	穂高柏原3175-2	○	○
柏原地区公民館	穂高柏原1449-1	○	○
柏矢町地区公民館	穂高柏原933-1		○
岩原地区公民館	堀金烏川283-1		○
倉田構造改善センター	堀金烏川1746-6	○	○
上堀地域構造改善センター	堀金烏川2120-4	○	○
中堀地区公民館	堀金烏川3592-3		○
下堀地区公民館	堀金烏川4792	○	○
扇町地区公民館	堀金烏川5270-2	○	○
小田多井交流センター	堀金三田601	○	○
田尻地区公民館	堀金三田1059-1		○
田多井地区公民館	堀金三田2395	○	○
豊科交流学习センター（きぼう）	豊科5609-3	○	
新屋地区公民館	豊科南穂高3075		○
殿村地区公民館	豊科南穂高4452-3		○
安曇野市立有明あおぞら認定こども園	穂高有明9511		
上長尾公園	三郷温4188-1		○
楡農村公園	三郷温5934-1		○
三郷体育館	三郷明盛1885-1	○	

東中萱団地公園	三郷明盛 2 3 7 7 - 1 0		○
安曇野市立堀金認定こども園	堀金烏川 2 2 8 0		
堀金デイサービスセンター	堀金烏川 2 1 3 2 - 4	○	
三郷見岳町公園（北）	三郷明盛 1 5 0 0 - 1 0 8		○
三郷見岳町公園（南）	三郷明盛 1 3 5 0 - 2 0		○
ザ・ビッグ穂高店駐車場	穂高有明 10368-1		○
ザ・ビッグ三郷店駐車場	三郷温 2716-1		○
有明高原寮	穂高有明 7299		○
地下横断道（一）梓橋田沢（停）線 安曇 野市豊科	豊科 1 7 7 1 - 4 先	○	

《災害応援協定関係》

長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ
- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

- ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。

4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。

5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。

6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。

7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。ただし応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互の参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の

強化を図るものとする。

2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補 則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

(別記)

ブロック名	代表市町村	構 成 市 町 村
佐 久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・ 軽井沢町・御代田町・立科町
上 小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏 訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯 伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木 村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木 曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松 本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大 北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長 野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小 川村
北 信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐 久	上 小
上 小	佐 久
諏 訪	上伊那 木 曾
上伊那	諏 訪 飯 伊
飯 伊	上伊那 木 曾
木 曾	飯 伊

松 本	長 野
大 北	北 信
長 野	松 本
北 信	大 北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、下線の代表市町村が派遣

長野県消防相互応援協定書

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、長野県内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して相互の応援を行うことにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域（以下「ブロック」という。）に区分する。

(代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、ブロックごとに地域代表消防機関を指定し、更に地域代表消防機関を統括するための代表消防機関を指定する。

2 地域代表消防機関は、原則として、長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、長野県消防長会副会長を置かないブロックについては、当該ブロックに属する市町村等の消防長の協議により決定するものとする。

3 代表消防機関は、長野県消防長会長が属する消防本部とする。

(応援要請)

第5条 災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長は、災害の状況及び要請側の消防力を考慮して、市町村等の応援が必要と判断した場合、次の各号に掲げる区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

(1) 隣接応援要請 隣接する市町村等に対して行う応援要請

(2) 地域応援要請 隣接する市町村等が属するブロック内の市町村等に対して行う

応援要請

(3) 全県応援要請 全ての市町村等に対して行う応援要請

(4) 特殊応援要請 他の市町村等が保有する特殊災害に対応する隊等を指定して当該市町村等に対して行う応援要請。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

2 市町村等は、地域代表消防機関又は代表消防機関が必要と判断した場合、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で活動する他の関係機関と緊密に連携するものとする。

(応援経費等の負担)

第8条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

ア 応援活動に従事する市町村等の職員の旅費及び諸手当

イ 応援活動に従事する市町村等の職員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金

ウ 応援活動において破損した車両、機械器具等の修理費

エ 応援活動において使用した資機材等又はそれに係る経費

オ 燃料及び給食等に係る経費

(2) 要請側の負担する経費等

ア 応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定に基づく損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定に基づく損害補償費

イ 応援隊が応援活動において第三者に損害を与えた場合の損害賠償費

ウ 要請側から調達依頼のあった資機材等に係る経費

エ 大規模災害又は長期間にわたる災害への応援活動に係る経費のうち前号に定めるもの以外の経費

オ 第5条第4号の規定による応援活動において使用した特殊災害用資機材等に係る経費

(3) 前各号に定める経費等の負担について特に必要がある場合又は前各号に定めのない経費等については、

その都度当事者間の協議により決定することができるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年2月14日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

2 法第21条の規定により、県内を10ブロックに編成して昭和41年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書18通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則（平成12年7月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成12年7月1日から適用する。

附 則（平成13年7月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則（平成15年11月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成15年11月1日から適用する。

附 則（平成18年9月1日）

この協定は、公布の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附 則（平成27年4月8日）

この協定は、平成27年4月8日から効力を生ず

別表

区 分	市 町 村 等
北 信 地 域	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東 信 地 域	上田地域広域連合 佐久広域連合
中 信 地 域	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曾広域連合
南 信 地 域	諏訪広域連合 上伊那広域連合 南信州広域連合

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

1 目 的

この広域航空消防実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地の市町村が他の都道府県の市町村による回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地の市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

応援側市町村の属する都道府県をいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

(1) 大規模な地震、風水害等の自然災害

(2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等

(3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの

(4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故

(5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主に任務により次の各号のとおり区分する。

(1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

(2) 火災出場

消火活動のための出場

(3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場の出場（これ附随する救急搬送活動も含む。）

(4) 救急出場

救急搬送のための出場で、特別の人命救助活動を伴わないもの。

(5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市長村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況を勘案し、広域航空消防応援の要請先市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村の場合には、当該都道府県とする。）を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続

(1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の要請先市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

① 応援側市町村

② 要請者・要請日時

③ 災害の発生日時・場所・概要

④ 必要な応援の概要

(2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。

(3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認めるときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。

(4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。

(5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、応援側都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

る。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ② 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

(1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。

(2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

(1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項（第4を除く）を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長へ」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事へ」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防庁」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。

(2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防局長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続による要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続をしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

(1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。

(2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、全号を準用す

る。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。

(3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8号項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

(1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートへ帰着したときに終了するものとする。

要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。

(2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。

(3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

(1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めるときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

(2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

(1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。

(2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

(1) 要請側都道府県は、前号の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。

(2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

(1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ応援側都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

① 保有ヘリの性能及び活動能力

② 特別救助隊等の隊員数

③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、設備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量

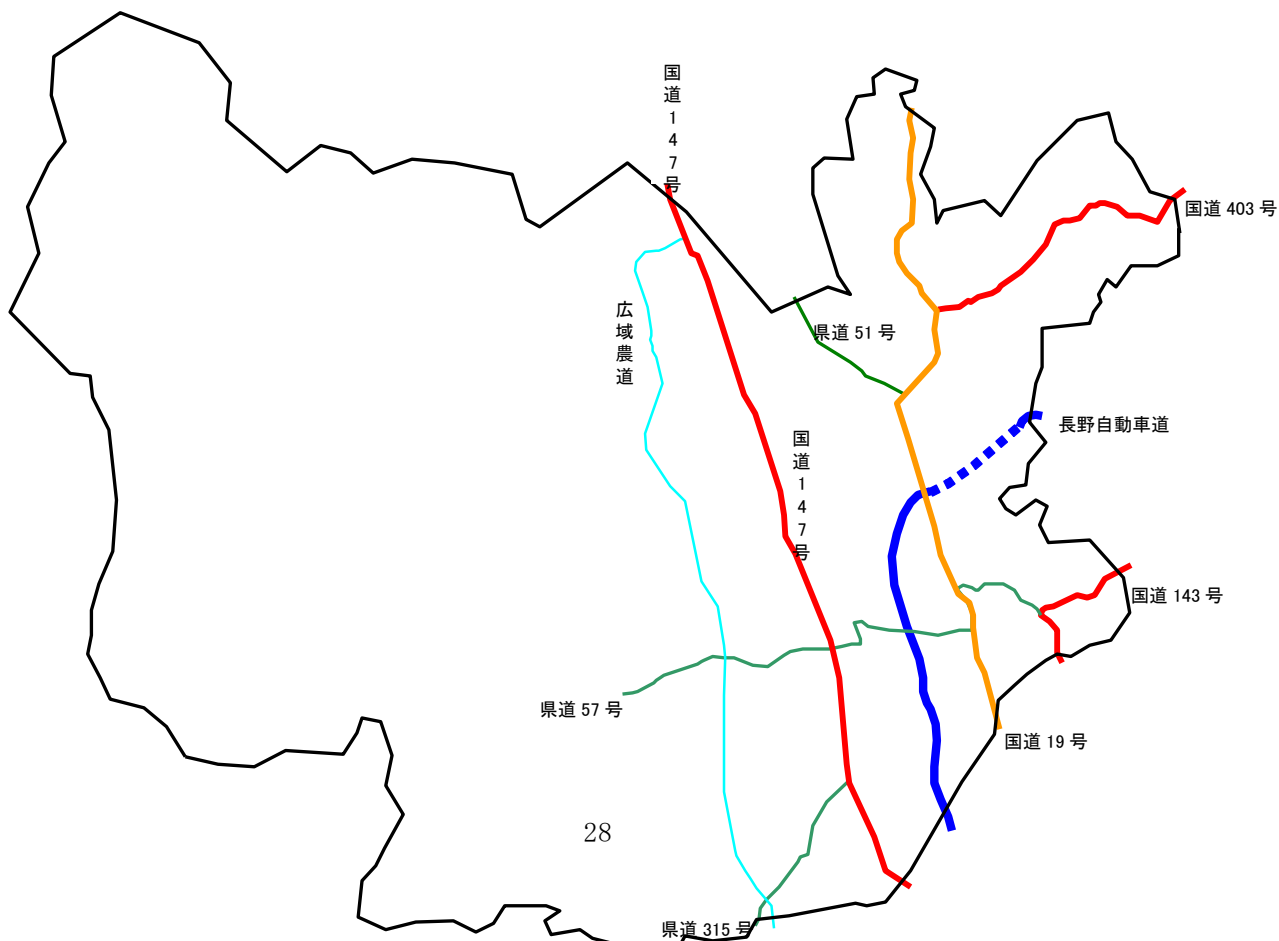
(2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。






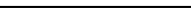
なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。



① 保有ヘリの性能及び活動能力

- ② 当該都道府県内の特別救助隊等の隊員数
 - ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量
- 16 消防庁長官の情報提供
- (1) 消防庁長官は、第 14 項第 2 号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属側都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
 - (2) 消防庁長官は、前号各号に定める届出を受けた場合には、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。
- 17 広域航空消防応援に要する経費の負担区分
- 広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。
- (1) 消防組織法第 49 条第 1 項に規定する経費及び緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号）第 5 条各号に掲げる経費は、要請側市町村が負担するものとする。
 - (2) 広域航空消防応援により生じた公務災害補償に要する経費は、応援側市町村等が負担するものとする、
 - (3) 前 2 号に掲げる経費以外の経費は、原則として要請側市町村及び応援側市町村等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。
- 18 要請側市町村及び応援側市町村（都道府県がヘリを保有する場合には、当該都道府県を含む。）は、広域航空消防応援を円滑かつ適確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。
- 18 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

《緊急輸送路概況図》



第一次緊急輸送路	
	長野自動車道
	一般国道 19 号
	一般国道 143 号
	一般国道 147 号
	一般国道 403 号
	県道 57 号

第二次緊急輸送路	
	県道 51 号
	県道 315 号